

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年10月19日(月曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 2時37分 開議
午後 3時 7分 散会

付託事件

議案第140号中別表中歳出中第2款

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

① 議案第140号 令和2年度水戸市一般会計補正予算(第6号)中別表中歳出中第2款(総務費)

2 出席委員(7名)

| | | | |
|-----|-------------|------|-----------|
| 委員長 | 小 泉 康 二 君 | 副委員長 | 佐 藤 昭 雄 君 |
| 委員 | 滑 川 友 理 君 | 委員 | 田 中 真 己 君 |
| 委員 | 高 倉 富 士 男 君 | 委員 | 須 田 浩 和 君 |
| 委員 | 福 島 辰 三 君 | | |

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

| | | | |
|----------------|-------------|----------------|-----------|
| 市長公室長 | 小 田 木 健 治 君 | 秘書課長 | 川 上 悟 君 |
| 政策企画課長 | 宮 川 孝 光 君 | 交通政策課長 | 須 藤 文 彦 君 |
| 情報政策課長 | 北 條 佳 孝 君 | みとの魅力 発信課長 | 沼 田 誠 君 |
| 総務部長 | 園 部 孝 雄 君 | 総務部参事兼 人事課長 | 天 野 純 一 君 |
| 総務法制課長 | 上 垣 外 泰 之 君 | 行政経営課長 | 熊 田 泰 瑞 君 |
| 財産活用課長 | 谷 津 茂 男 君 | 市民課長 | 高 安 正 紀 君 |
| 財務部長 | 白 田 敏 範 君 | 税務事務所長 | 小 川 喜 実 君 |
| 財務部参事兼 財政課長 | 梅 澤 正 樹 君 | 契約検査課長 | 鈴 木 和 男 君 |
| 市民税課長 | 安 里 裕 行 君 | 資産税課長 | 関 根 豊 君 |
| 収 税 課 長 | 佐々木 信 也 君 | | |
| 市民協働部長 | 川 上 幸 一 君 | 市民協働部 副部長 | 小 嶋 いつみ 君 |

| | | | |
|---------------------------------|-------------|-------------------------------|-----------|
| 市民協働部 技 監 | 太 田 達 彦 君 | 市民協働部 参 事 兼 スポーツ課長 | 柏 直 樹 君 |
| 市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長 | 青 山 和 夫 君 | 市民生活課長 | 小 川 邦 明 君 |
| 防 災 ・ 危 機 管 理 課 長 | 小 林 良 導 君 | 生活安全課長 | 村 沢 晶 弘 君 |
| 文化交流課長 | 三 宅 陽 子 君 | 新 市 民 会 館 整 備 課 長 | 篠 原 芳 之 君 |
| 男 女 平 等 参 画 課 長 | 石 塚 美 也 君 | | |
| 生活環境部長 | 佐 藤 則 行 君 | 環境保全課長 | 林 栄 一 君 |
| 衛生事業課長 | 黒 澤 純 一 郎 君 | ごみ減量課長 | 渡 邊 徳 子 君 |
| 廃 棄 物 対 策 課 長 | 亀 井 俊 道 君 | 新 ご み 処 理 施 設 整 備 課 長 | 宮 田 正 一 君 |
| 清掃事務所長 | 清 水 健 司 君 | | |
| 会計管理者兼 会 計 課 長 | 小 田 木 義 弘 君 | | |
| 選挙管理委員会 事 務 局 長 | 外 岡 淳 一 君 | | |
| 監 査 委 員 長 事 務 局 長 | 綿 引 信 明 君 | 監 査 委 員 事 務 局 次 長 | 和 田 隆 君 |
| 議会事務局長 | 小 嶋 正 徳 君 | 議 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長 | 関 谷 勇 君 |
| 議 事 課 長 | 永 井 誠 一 君 | | |

6 事務局職員出席者

| | | | |
|---------------------|---------|-----|-------------|
| 議事課副参事 兼 課 長 補 佐 | 大 嶋 実 君 | 書 記 | 武 田 侑 未 子 君 |
|---------------------|---------|-----|-------------|

午後 2時37分 開議

○小泉委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第140号の1件であります。

それでは、審査の進め方につきまして、お諮りいたします。初めに執行部に提出議案の説明を求め、次に質疑を行い、御意見を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それではこれより執行部から、提出議案の説明を願います。

議案第140号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第6号）について、執行部から説明を願います。

初めに、議案について、梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①の1ページをお願いいたします。

議案第140号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第6号）について、御説明いたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額は変更を行うことなく、1,547億7,205万8,000円とするものでございまして、第1条第2項において、款項の予算を別表のとおり補正するものでございます。

ページを返していただきまして、2ページをお願いいたします。

別表、歳入歳出予算補正による歳出の款項ごとの補正額を示しております。

議案部分の説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、別表中歳出中第2款総務費について、須藤交通政策課長。

○須藤交通政策課長 続きまして、歳出の内容について、御説明いたします。

議案書②、補正予算に関する説明書の2ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、7目交通政策費につきましては、400万円を補正するものでございます。右側の3ページを御覧ください。

内容につきましては、交通政策経費として、自動車運転代行業あんしん運行支援金を措置するものでございます。この支援金は、自動車運転代行を市民が安心して利用できるよう、自動車運転代行業の従事者の感染症拡大防止策を支援し、利用者の回復を図るものでございます。

対象は市内を主たる営業所とする事業者で、支給額は事業者の随伴用自動車1台当たり2万円とし、200台分を見込むものでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより質疑を行います。

議案第140号について、質疑のある方は発言を願います。

福島委員。

○福島委員 緊急対策第5弾で、運転代行業者1台当たり2万円で200台と。なぜ、今まで運転代行業の支援が抜けていたの、それが第1点。

あと、運転代行業者というのは水戸市に何社あるの。代行車というのは何台あるのか。それをまず聞く。

○小泉委員長 須藤交通政策課長。

○須藤交通政策課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

当初、本市におきましては公共交通に対する支援を優先して、補正予算を措置させていただいているところでございます。8月11日に一般社団法人茨城県運転代行協会の皆様が市長宛てに要望書を提出したことが契機となりまして、今回、補正予算を要求することとした次第でございます。

事業者につきましては、市内に主たる事業所、営業所を置いている事業者は45社でございます、車両数につきましては、9月現在の数字で183台でございます。

以上です。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、8月11日に協会から要望書が出されたから補正予算を組んだんだと。要望書が出されなければ組まなかったと。こういうことだね。

じゃ、公共交通機関に出していたというけれども、民間でこのような公共交通機関でない事業者というのはどのくらいあるんですか。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 何社あるかと、事業の数については把握してございませんが、この自動車運転代行業につきましては、公共交通に準じる市民の移動手段を確保するための事業者ということで、今回、補正の要求をさせていただきました。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、把握していなかったが、要望があったので出したんだと。そうすると、ほかにも例えば、簡単に考えると、子どもがとか、国田地区のほうで、自動車、タクシーが来ないので、代行して町内会でやろうとかそういう要望があれば、幾らでも出すということなんですね。

だから、もともとは今回、全体の金額を補正してやったと。この費用はあくまでも国の金でしょう。減額補正をしたということは、もともとは国から来たお金でやっているんでしょう。その中に使用目的とかこういうものに出しなさい、こういうのは駄目ですよというのはなかったの。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 今回の補正で要求しております400万円のうち360万円につきましては、国庫支出金を想定してございます。国庫支出金の使い道として、この支援の内容が適切だと判断いたしまして、今回補正の要求をさせていただきました。

以上です。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そして、その中で9月現在で車両数が183台、今回の予算は200台だと。あと17台分は

どうするの、どこへ払うの。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 台数につきましては、水戸警察署に対して変更がある場合には事業者が届け出るようになっております。すなわち、月によって台数が変動するということを見込んでおりまして、今回の補正予算を措置していただければ、今月中に給付規則を定めてまいりたいと考えております。

最新の数字で対象車両数を確定した上で、交付をしていきたいと考えております。

以上です。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 これはここばかりじゃない。今回の支援事業とか、個人支援金とか、そういうものを含めて、今我々は分からないけれども、テレビで騒いでいるのは、大学生が100万円の支援金をもらうために、何もない会社をつくって、ペーパーカンパニーで申請したらば、100万円が出た。それで20万円を当の大学生に渡したと。これは最終的には交付金詐欺なんだよね。

だから、私が心配するのは、183台で200台だと、急遽こういうものがもらえるから、申請しようよと、そういう話にもなってくるんです。必ずこういう話は、今出している間はそれほど騒ぎはないが、これが終わって、二、三カ月過ぎると、俺はこういうことで金をもらっちゃったと。そういう話で、必ず公金詐欺と、それがなぜそうなったかという原因は、これを調査する機関が、例えば役所の担当課がいいかげんな、十分な検討資料を持っていないと。また、配付する規約が明確でないと、そういうことなんですよ。

これは全体を考えているんだけど、そういうのは今までに一切水戸市では、不正受給、不正配付、また、詐欺横領、公金横領なんだけども、こういう問題はないんですか。担当部長は誰。これの総括は。それは現在水戸市ではないの。あるわけないよね。ないでしょう。あれば、責任を取ってもらわなければならないから。

だから、公金を支援金に出すということは、みんなの税金で賄うんだから、給付対象者に対しては十分な資料の精査というものがなくてはならないわけです。だから、私が心配するのに、金は幾らでももらえるから200台を用意して、400万円分を用意したよと。実際は183台しかないよと。常識で考えれば、我々183台しかなければ、これが20台、30台減るのが当然なんだ。これからつくって、増えたらどんどん金を出すよと、そういう考え方があっては困る。委員長ね、これは結論を出してもいいから、次回の委員会ですが、その規約、どういうことに該当すればいいですよとか、その規約がなければならぬと思う。それをただつくるだけで、申請すれば幾らでも出るんだと、そういうことになったら大変な社会問題になるんだから。この予算に対して反対はしない。けれども、趣旨にのっとり、十分な吟味をした上で正確無比に出さなきゃいけないから、それが公金取扱いの基本だから。そこは十分精査してくれ。今日のこの回答では一切ないということでは理解していいですね。

○小泉委員長 小田木市長公室長。

○小田木市長公室長 ただいまの福島委員から御指摘がございました今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、第1弾から第4弾までにわたる補助金、支援金について支給をしてきたところでございますけれども、これまでの制度におきまして、しっかりとそれぞれ補助の規則あるいは交付要項を定めまして、内容をしっかりと吟味した上で交付しているということではございまして、これまでのところ、そういった詐欺

あるいは不適切な支出というものはございません。

今回の交通政策課のほうで提案しております自動車運転代行業あんしん運行支援につきましても、議会のほうでお認めいただいた後に給付規則を定めまして、しっかりと適正に内容について吟味した上で支出をしていくということで、これらの交付金等につきましては、それぞれ適切な執行に努めていくということで御理解願います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

須田委員。

○須田委員 今回、運転代行業まで広げるということで多少の安心ができるのかなと思っております。

ちょっと確認で、先ほどの話の中ですけれども、運転代行業の事業者ではなくて、登録車数というのはどこに登録しているのでしょうか。

先ほどのような公金詐欺みたいな話になって、勝手に会社をつくってすぐにできるわけじゃないと思うんですよ。運転代行業に関しては多分警察とかそういうところの管轄にきちんと届出をして、恐らく台数を出していると思うんですよ。運転代行業というのはどこにその台数の届出をしているのでしょうか。

○小泉委員長 須藤交通政策課長。

○須藤交通政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

認定の手続につきましては、茨城県公安委員会でございます。具体的な手続、書類の提出先につきましては、所轄の警察署ということで、水戸警察署ということになります。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、台数の確認というのは県公安委員会に対してするというのでいいんですか。所轄の警察か、どちらかですということでもいいんですか。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 届出の内容につきましては、茨城県の交通政策課に通知がされるということになっておりまして、その内容を私どもが把握するという形で事業者数及び車両数を把握しているところでございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 それで、台数を把握するんですけれども、手続として、例えば、向こうから申請がなければ、こちらから2万円を補助しないということでもいいんですか。それとも、そこに登録している者に対しては全てに出すというのか、どちらなんでしょうか。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 県公安委員会に認定を受けている事業者45社につきましては、住所も把握しているところでありまして。その45社に対しまして、通知を差し上げまして、申請書を提出していただくということを予定しております。

○須田委員 申請していないところに関しては出さないということですか。

○須藤交通政策課長 はい。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 あと、市民というか事業所さんが当然知りたいことでしょうけれども、ここで議決された場合の今後の手続のスケジュールというのを聞きたいと思っています。

先ほど言ったように、要項等をつくるのは今月中に何とかやりたいよということだったんですが、その後のスケジュールを市民というか事業者が知りたいでしょうから、そこについて順調にいけばどのような形になるのかということをお答えいただきたいと思います。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 今後のスケジュールにつきましては、今月中に給付規則を定めることを目標としております。給付規則を定めましたら、速やかに事業者に対しまして通知を送付いたしまして、事業者におかれましては11月上旬にその通知が届くように準備を進めてまいりたいと思います。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、11月に通知が行って、11月中には補助が出ていくという感覚でよろしいでしょうか。順調にいけばですよ、当然何があるか分からないので。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 こちらからの申請書の様式であるとか、そういったものの発送を11月上旬を目指しているところございまして、申請につきましては、随時事業者から上がってくるとは思いますけれども、その内容を審査いたしまして、支出の手続となりますので、場合によっては12月以降にずれ込む可能性もございまして。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 唯一の心配なんですけれども、運転代行業をやっている方の中で急遽この補助が増えるからということで、例えば、登録を増やしてくるということがあった場合のことを多分福島委員も懸念しているのかと思っています。

実際の手続やそれに対する届出の費用など含めて、そういうことは可能になっちゃうんでしょうか。それは、その制度は事業者のことなので今のところ理解できていないということならそれでも結構です。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 お答えいたします。

現在確認しているところでは、毎月ですね、変動がある場合には警察署に届出をしているというふうな事業所からヒアリングをしているところでございます。

ですから、今後の制度化後の駆け込み需要のような、そういったことが発生しないようにするためには、過去に遡っての基準、例えば9月末までに登録をしている台数に限るとか、そういった形で不正な支出が起こらないような工夫をしたいと思っています。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 ちょっと1つだけお伺いしたいんですが、タクシー事業者に対しても1台当たり2万円の支援をしていたということなんですけど、今回、運転代行業ということで、人を運ぶという形では同じかもしれないんですが、ちょっと業態的に、例えばタクシーであれば、自分の車にお客さんを乗せる。運転代行業であれば、お客さんの車と代行車を運転するので若干違うと思うんですが、今現在の業種でそれぞれの感染防止

対策をやっていると思うので、違いがあると思うんです。その辺はどうなのでしょう。こういった対策を取られているのかちょっと、もし分かれば。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染予防対策につきましては、それぞれの業界団体におきまして、ガイドラインが示されておりまして、そのガイドラインに基づきまして、各事業者が対策を講じているというところでございます。

今、御指摘いただきましたとおり、タクシー事業者と運転代行事業者の対策の方法というのは違う部分がございます。運転代行事業者につきましては、店舗や施設を利用する方たちへの対策、それから事業所そのものの対策、それから感染者及び濃厚接触者を確認された場合の対応であるとか、それが運転代行事業者に適する形でガイドラインとしてそれぞれ定められているところでございます。

今回、運転代行事業者が所有している随伴用車両といいますが、この随伴用車両というところに従事者が乗り込む形になっているわけですが、そういう事業所内であるとか、車内での従事者同士の感染防止策を講じることによりまして、利用者である市民が安心して利用できるようにすると、そういった目的で制度化を求めたいところでございます。

以上です。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。

そのガイドラインに基づいて、それぞれの事業者できちんとやるということが前提ですね。

ただ、運転代行業については人を乗せるだけではなくて、相手の車も使うわけですから、そういった面ではしっかりと感染防止対策、こういったものを事業者の方にやっていただくということが必要なので、その辺の徹底も含めて、水戸市として先ほど話のあったいろんな取決めをつくっていただきたいなということを要望したいと思います。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 このお金の支払い先はどこなの。事業者、それとも車両の所有者なの。持込みで運転代行をやっている人がほとんどなんだよね。だから、支払いに当たっては誰に払うの。車両の所有者なの、それともこの運転代行業務をやっている経営者なの。それで、申請をするのには例えば必ず車両の写真とか車検証とかそういうものが必要なのか。それとも、個人に払う場合は税務申告している人に払うのか。誰に払うんですか。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この給付金につきましては事業者に対して交付をするということを考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 事業者に払うということは、所有者はもらえないということになるわけですか。よく我々も前は運転代行を使っていたから、車を持っている人が会社を辞めて、持込みでみんな入っているんですよね。

そうすると、事業者に全部払っちゃう場合は、事業者は誰に払ったということは分からなくても、事業者に一括して払うということなの。それで、ほとんど個人のところは行かないということなの。個人の所有者で運転代行業務をやっている人には。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 今回の支援金につきましては、感染防止策を講じていただくためのものというところでございますので、主な使い道としては例えばマスクを購入するであるとか、手袋を購入するとか、消毒液を購入するとか、そういった経費を持ちまして、その購入していただいた消耗品でもって安全運行していただくという趣旨のものでございます。

それで、2万円自体がその自動車を所有している方に行くかどうかということにつきましては、特に求めないところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、車の3密の中に仕切りを入れた、そういうものは個人がやってもお金はもらえないと、こういうことなんですね。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 あくまでもこの事業につきましては45社を対象に給付するという考えでございます。中には個人レベルで運行をするという前提で認定を受けている事業者もございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 感染対策というのはいわゆる3密なんじゃないの。今言ったマスクとか、それからソーシャルディスタンスの問題とか、そういう場合には感染防止対策を車につけますよと。その支払うのには何に使ってもいいよと、裏づけは何も取らないでお金を出すの。例えば、マスクを買いますよと言ったら、買った証明はなくてもいいの。何の裏づけもないの。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 この支援金の給付に当たりましては、まず申請をしていただくことになりますけれども、まず、業界団体が策定いたしましたガイドラインを遵守するということにつきまして、申告していただきまして、申請手続を進めてまいりたいと思います。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、業界でつくったガイドラインをそのとおりにやっていなくても出すのかということなんです。こういうのをやりますよと、私の会社ではマスクは何回、何個買いましたと、手袋は買いましたと。それから感染を防止するためのソーシャルディスタンスの対策はやります。そういうあれも買いましたと。私が言いたいのは、そういう支給金に対して用途が不明でもいいの。用途は明確でなくても、極端なことを言えば、飯を食って使っちゃったって何も分からないでしょう、そんなの。

そういう裏づけの領収書とか裏づけの資料というのは何ももらわないの。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 対策の具体的な内容につきましては、申請時点におきまして、確認しないと思います。

○小泉委員長 福島委員よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 皆さんの質疑でほぼ理解したつもりなんですけれども、1点だけちょっと確認なんですけれども、45事業者というのは登録者数とおっしゃったと思うんですが、そのいわゆる運転代行協会加入の有無は問わないという理解でよろしいんですかね。ほかの貸切りバスだとかいろんなタクシーの協会、加入、未加入いろいろそれは社の判断であると思うんですけれども、そういう意味では漏れなく網羅されて支給されるという理解でよろしいのかということです。

もう一つは、ちょっとウイルスは目に見えないので何とも申し上げられないところはありますけれども、確かに福島委員がおっしゃるように、密な空間で飲酒した人が利用するというのであれば、感染予防もルーズになりがちかもしれないわけですが、そういう意味ではその先ほど来、いろいろ話が出ていますけれども、その2万円支給の前提としては、何かこういうことは最低やってほしいということを具体的に指示されるのかという点、今幾つか出ていたようなんですけれども、再度確認したいと思うので、お答えいただきたいと思います。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

対象とする事業者につきましては、茨城県運転代行協会に加入、非加入問わず、全ての事業者、市内におきましては45社ございますけれども、その45社を対象に交付してまいりたいと考えております。

また、その新規の給付規則におきまして、公益社団法人全国運転代行協会という協会がございまして、そこがガイドラインを定めております。そのガイドラインに準拠する、ガイドラインの趣旨にのっとりまして、対策を講じているということを条件に給付をするような内容にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○小泉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

それでは、これより議案第140号について御意見等を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思います。採決の方法は挙手によりお願いいたします。

議案第140号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中別表中歳出中第2款（総務費）について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

福島委員。

○福島委員 原案に対しては賛成。ただし、公金なものですから、明確な資金の資料と後で問題にならないように十分に精査した審査をして、給付されたいと。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第140号について、採決いたします。

議案第140号中別表中歳出中第2款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔「これ、委員長、意見を付してね」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 はい。もちろんです。

[賛成者挙手]

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第140号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案についての審査は終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御意見ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時 7分 散会